

横浜観光親善大使の派遣に関する要領

制定 平成 28 年 2 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、「横浜観光親善大使に関する要綱」（以下「要綱」という。）第 6 条に基づき、横浜観光親善大使（以下「親善大使」という。）の派遣に関して必要な事項を定めるものとする。

(派遣の申請)

第 2 条 親善大使の派遣を希望する者は、横浜観光親善大使派遣申請書（第 1 号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として、派遣を希望する日の 7 日前までにしなければならない。

(派遣の承認)

第 3 条 親善大使の派遣の承認は、横浜観光親善大使派遣承認書（第 2 号様式）を交付することにより行うものとする。

2 理事長は、前項の承認について、派遣に必要な条件を付けることができる。

3 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣を承認しないものとする。

(1) 要綱第 5 条に該当しない事業等であるとき。

(2) 民間事業者等の営利事業であり、活動内容が横浜の魅力 PR に該当しないとき。

(3) その他理事長が不相当と認めたとき。

(承認変更の申請等)

第 4 条 前条により承認を受けた者で、横浜観光親善大使派遣承認書に記載した事項を変更しようとする者は、あらかじめ、横浜観光親善大使派遣承認事項変更申請書（第 3 号様式）により理事長の承認を受けなければならない。

2 前項による承認は、横浜観光親善大使派遣承認事項変更承認書（第 4 号様式）を交付することにより行うものとする。

(派遣料金)

第 5 条 親善大使派遣料金は原則として、派遣 1 人につき 1 日または 1 件 30,000 円とする。

2 親善大使の派遣承認を受けた者は、YCVB 発行の請求書に基づき派遣料金を派遣終了後 1 か月以内に指定された口座に振り込まなければならない。

3 交通費は、横浜市内における派遣の場合原則往復 YCVB が負担する。ただし申し出があれば申請者負担とすることができる。横浜市外の活動の場合、申請者は横浜駅を起点とした往復交通費を負担する。

4 和装その他、制服以外の服装で派遣する必要がある場合は、それに係る経費は申請者が負担する。

(派遣料金の減免)

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣料金を減免することができる。

- (1) YCVB が主催する事業への派遣
- (2) 横浜市所管課事業への派遣
- (3) その他別表第1に定めるもの
- (4) 理事長が特に必要と認めるとき。

2 減免後の派遣料金は別表第1のとおりとする。

3 前項により減免を受けようとする者は、あらかじめ、横浜観光親善大使派遣料金減免申請書(第5号様式)を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、前項による申請を承認する又は承認しないことに決定したときは、派遣料金減免承認・不承認決定通知書(第6号様式)により申請者にその旨を通知するものとする。

5 派遣料金を減免する場合も、拘束時間内の食事代ほか実費相当額は申請者が負担する。

(取消料)

第7条 親善大使の派遣承認を受けた者から派遣依頼の取り消しの申し出がされたときの取消料については別表第2のとおりとする。

(派遣の不履行)

第8条 YCVB の責に帰する理由により、親善大使の派遣が不可能になった場合は、双方協議のうえ、違約金として派遣の承認を受けた者に対し、YCVB は親善大使1名につき、上限30,000円を支払うことができるものとする。ただし次の各号のいずれかに該当するときは、YCVB は免責となる。

- (1) 天災地変等により、派遣が不可能となったとき。
- (2) 交通機関の停止、大幅な遅延により派遣が不可能となったとき。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月24日から施行する。

別表第1 減免後の派遣料金

申請者	活動内容	派遣料金（1件または1日／人）
YCVB	全般	全額免除
市役所所管課	全般	全額免除
メディア	横浜観光のPR、横浜のイメージアップに寄与するもの	全額免除
横浜市港湾局（または横浜港振興協会）	メディア対応のある横浜港初入港外国客船の歓迎式典	全額免除
開港五都市	相互交流、祭りへの参加	全額免除
YCVB賛助会員	横浜観光・MICE振興に寄与するもの	10,000円減額
横浜観光プロモーション認定事業、事業者連携企創出事業認定者	認定された事業にかかるもの	10,000円減額
YCVBが支援するMICEの主催者	歓送迎、レセプション、観光PR、フォトセッション等	10,000円減額

別表第2 派遣の取消料金（第7条関係）

事項	取り消し料金
派遣予定日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に取り消す場合	派遣料金の10%
派遣予定日の前日に取り消す場合	派遣料金の30%
派遣当日に取り消す場合	派遣料金の100%

ただし、派遣料金を徴収しない場合、又は雨天中止等、横浜観光親善大使派遣申請書に中止の可能性が明記されている場合はこの限りではない。